

平成28年11月21日

## 給付型奨学金の創設に伴う税制改正要望について

### 1 制度設計（支給金額、財源等）の検討状況

#### ＜現在の検討状況＞

与党における議論が9月から開始されており、自民党及び公明党両党における議論の調整として、両党合同での打合せも実施されている。文部科学省においても、両党の会議の状況も踏まえつつ、「給付型奨学金検討チーム」において検討を行っているところであるが、支給金額や財源を含む制度設計については、最終的には予算編成過程の中で確定させていくことになる。

#### ＜給付の方式について＞

本年10月25日に取りまとめられた自民党給付型奨学金プロジェクトチームの中間報告では、給付のあり方について「免除」の形式ではなく「給付」の形式による「条件付給付型」が望ましいとされている。

差押禁止にかかる規定は、「給付」の形式を採用する際に必要となるものであるところ、現在、「給付」の形式に明示的に反対している者ではなく、「給付型」となる見込みが高いことから、その方向で準備を進めている。

### 2 法案の検討状況について

差押禁止規定については、他の規定に先行して既に内閣法制局の審査を受けており、現段階において、差押禁止規定は必要であるとの見解が示されている。今後、逐条審査を経て最終的な条文案を確定させることになる。

また、逐条審査については、「給付」の形式を採用することを前提に、近日中に開始される見込みであり、来年1月末の閣議決定を目指して作業を進めることとしている。